

木津川市山城総合 文化センター等施設 指定管理者募集要項参考資料

参考資料

- No. 1 木津川市山城総合文化センター条例
- No. 2 木津川市山城総合文化センター条例施行規則
- No. 3 木津川市やすらぎタウン山城プール条例
- No. 4 木津川市やすらぎタウン山城プール条例施行規則
- No. 5 木津川市都市公園条例
- No. 6 木津川市都市公園条例施行規則
- No. 7 都市公園内スポーツ施設管理運営規則
- No. 8 平成28年度及び平成29年度木津川市山城総合文化センター等収支決算
- No. 9 施設の法定（定期）点検及び保守管理一覧表
- No.10 木津川市山城総合文化センター等使用状況（平成28・29年度）

木津川市山城総合文化センター条例

(設置)

第1条 木津川市の文化の創造、福祉の向上及び特産物品振興等による地域活性化に寄与するため、木津川市山城総合文化センター（以下「文化センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
アスピアやましろ	木津川市山城町平尾前田24番地

(休館日)

第3条 文化センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日であって、その日に最も近い休日、土曜日、日曜日又は月曜日(以下「休日等」という。)でない日)
- (2) 休日の翌日(その日が休日等に当たるときは、その日以降の日であって、その日に最も近い休日等及び前号に規定する休館日でない日)
- (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(開館時間)

第4条 文化センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

- 2 前項の開館時間において利用する場合は、準備、練習及び後片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が管理のため必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(施設)

第5条 文化センターに、次の施設を置く。

- (1) ホール(グリーンホール)
- (2) 練習室
- (3) 控室
- (4) スクエア(パティオまほろば)
- (5) 視聴覚室
- (6) 研修室
- (7) 創作室
- (8) 和室
- (9) パントリー
- (10) 図書館
- (11) イベント広場

(事業)

第6条 文化センターで行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 住民の文化・教養を高め、健康で豊かな生活の向上を図るための事業
- (2) 特産物品等の展示及び販売等、地域振興に関する事業

- (3) 各種の学習や集会活動等の便に供する設備備品等の提供に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(利用の許可)

第7条 文化センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 文化センターの管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。

(連続利用の制限)

第9条 文化センターの施設は、次に掲げる期間を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が相当の理由があり、かつ、文化センターの利用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) ホール 10日間
- (2) その他の施設 5日間(ホールと併用して利用するときは、10日間)

(使用料)

第10条 文化センターの利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、利用許可を受ける際に納付しなければならない。
- 3 国又は地方公共団体が利用する場合は、前項の規定にかかわらず、教育委員会が納付期日を指定することができる。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、特別な事由があると認められる場合は、別表第2に掲げる基準により、使用料(施設使用料に限る。)を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、文化センターを利用する権利を他に譲渡し、転貸し、又は許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(利用許可の取消し等)

第14条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他やむを得ない事由により利用できなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(模様替え等)

第15条 利用者は、特別な設備を付加し、施設等を模様替えし、又は備付け以外の機械器具

等を持ち込み、利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において前項の様態替え等をさせることができる。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用が終わったとき又は利用の許可が取り消されたときは、利用した施設・附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 教育委員会は、利用者が前項に規定する義務を履行しなかったときは、これを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(利用者の管理義務)

第17条 利用者は、その利用に係る設備及び附属設備を、善良な注意をもって管理しなければならない。

(行為の制限)

第18条 文化センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ホールの定数を超過して入館をさせること。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はそのおそれがある動物を携帯すること。
 - (3) 定められた場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
 - (4) 許可を受けずにホール内に飲食物を持ち込むこと。
 - (5) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打つこと。
 - (6) 許可を受けずに宣伝、物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
 - (7) 許可を受けずに写真撮影、録画又は録音をすること。
 - (8) ホール及びスクエアーにおけるレセプション等の場合を除き、飲酒をすること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理上支障があると認められる行為
- 2 教育委員会は、前項の規定に違反するものに対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

(職員の立入り)

第19条 教育委員会は、文化センターの管理上必要と認めるときは、職員を利用者が現に利用している施設に立ち入らせることができる。この場合において、利用者は、当該職員の立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(免責)

第21条 文化センターにおいて、利用者の不注意又は不可抗力により、死亡、傷害、盗難その他の事故が生じた場合は、教育委員会は、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第22条 教育委員会は、文化センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に文化センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第23条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化センターの利用の許可及び使用料の収受に関する業務
- (2) 文化センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 教育委員会の承認を受け、文化センターの開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館にすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営に関する事務のうち、教育委員会のみ の 権 限 に 属 する 事 務 を 除 く 業 務
(利用料金)

第24条 教育委員会は、第22条の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第25条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に文化センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者に関する準用)

第26条 第7条から第12条まで、第14条から第16条まで、第19条及び第21条並びに別表第1の規定は、指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山城町総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成8年山城町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年3月30日条例第15号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月6日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1 (第10条、第24条、第26条関係)

1 施設使用料

施設名等		利用区分	午前	午後	夜間
		利用時間	午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時
ホール	平日		6,000円	8,000円	8,000円
	日曜日、土曜日及び休日		12,000円	16,000円	16,000円
	冷暖房費	1 時間あたり 1,000円			
控室 1			150円	200円	200円
控室 2			150円	200円	200円
練習室		1 時間あたり 500円			
スクエアー		1 時間あたり 1,000円			
視聴覚室		1 時間あたり 400円			
研修室		1 時間あたり 400円			
創作室		1 時間あたり 300円			
和室		1 時間あたり 600円			
冷暖房費	スクエアー	1 時間あたり 1,000円			
	スクエアー・ホール以外の施設	1 時間あたり 200円			
イベント広場			6,000円	8,000円	8,000円

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
- 2 利用時間区分が 2 以上にわたって引き続き利用する場合の施設使用料は、各利用時間区分の施設使用料の合計額に10分の 9 を乗じて得た額とする。
- 3 準備のためにホールを利用する場合の施設使用料は、この表に定める額の使用料に10分の 3 を乗じて得た額とする。
- 4 練習のためにホールを利用する場合の施設使用料は、この表に定める額の使用料に次の割合を乗じて得た額とする。この場合において、利用日数は 2 日を超えない範囲で、利用区分ごとに 1 回とし、3 回を限度とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは変更することができる。
 - (1) 当ホールを利用して公演等をする場合 10分の 3
 - (2) 前号以外で公演等をする場合 10分の 5
- 5 利用時間を超過して利用する場合の施設使用料は、許可を受けた利用時間区分の次の利用時間区分（午後10時以降にわたる超過利用時間については、夜間の区分）の施設使用料に10分の 5 を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間の超過は 1 時間を限度とし、超過利用時間の計算は30分以下を切り捨て、30分を超え 1 時間未満は 1 時間とする。
- 6 スクエアーの施設使用料については、スクエアーを専用して利用する場合に適用する。
- 7 文化センターの屋内施設を利用するため、イベント広場を駐車場として利用する場合は、イベント広場の施設使用料は徴収しない。

- 8 施設使用料の額の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
- 9 営利を目的とする事業及び入場料又は受講料等を徴収する事業を実施するときは、使用料に10割を加算した金額を徴収する。
- 10 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。
- 11 利用時間を超過して利用する場合の冷暖房設備使用料は、許可を受けた利用時間区分の次の利用時間区分（午後10時以降にわたる超過利用時間については、夜間の区分）の使用料に10分の5を乗じて得た額とする。この場合において、超過利用時間の計算は30分以下を切り捨て、30分を超え1時間未満は1時間とし、1時間を超えての利用時間の超過は認めない。

2 付属設備使用料

区分	品名	単位	使用料	備考	
舞台関係設備	音響反射板	1 式	5,000円	技師設置	
	金屏風	1 式	1,500円	技師設置（技師2～3人必要）	
	地がすり	1 式	1,000円	技師設置	
	シャワー（控室）	1 式	300円		
	ドライアイスマシン（ドライアイスは除く。）	1 台	1,000円	技師設置、操作	
	ミラーボール	1 台	500円	技師設置、操作	
音響関係設備	基本セットA	1 式	1,000円	簡易音響設備（マイク3本、テープ、CD、スピーカー）	
	基本セットB	1 式	3,000円	技師操作	
	モニタースピーカー	1 台	500円		
	CDプレーヤー	1 台	500円	技師操作	
	カセットデッキ（テープ別）	1 台	500円	〃	
	MDデッキ（MD別）	1 台	500円	〃	
	カラオケシステム	1 式	2,000円		
照明関係設備	基本セットA	1 式	5,000円	技師0～1人	
	基本セットB	1 式	8,000円	技師2～3人（ホリ有り）	
	基本セットC	1 式	10,000円	技師3～4人（ホリ、床有り）	
	センターピンスポット	1 台	2,000円	技師操作	
映像設備関係	ホール	VTR	1 台	1,000円	技師操作
		DVDデッキ	1 台	1,000円	〃
	視聴覚室	機器持込	1 kW	200円	2 kW以下は無料
		機器持込	1 kW	200円	2 kW以下は無料
楽器	フルコンサートピアノ	1 台	10,000円	ホール固定	
関係設備	アップライトピアノ	1 台	1,000円	練習室固定	

備考

- 1 附属設備使用料は、施設利用許可時間を単位とする。
- 2 ピアノの使用料には調律料を含まない。調律を必要とする場合は、文化センターが指定する調律者により行うことを原則とし、その際の必要経費は利用者の負担とする。
- 3 舞台、音響、照明等の技術者の増員については、センター指定の業務委託業者を充てることを原則とする。その場合における必要経費は、利用者の負担とする。
- 4 準備又は練習のために利用する場合の附属設備使用料は、1 施設使用料の表の備考4の規定の例により算定する。
- 5 附属設備使用料の額の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
- 6 この表に定めるもののほか、利用者が特別の設備を付加し、又は器具等を持ち込んだことにより、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

別表第2（第11条関係）

事業運営の区分	利用者区分	減免率			備考
		施設使用料	設備・備品使用料	音響・照明等増員の人件費	
(A) 市又は市の執行機関たる委員会等が行う事業	市、教育委員会等	100%	100%	0%	冷暖房費100%減免、自己負担に相当する消耗品費等は、減免しない。
(B) 市又は市の執行機関たる委員会等が属する広域団体等が行う事業	相楽郡内等	50%	50%	0%	※自己負担に相当する、冷暖房費、消耗品費等は、減免しない。
(C) 市内の区・自治会等の住民団体が行う事業	自治会等	100%	70%	0%	
(D) 市又は教育委員会に登録された音楽芸術、社会福祉、社会教育、関係団体が行う事業及び市又は市の執行機関たる委員会が後援する事業	①市内団体の場合	50%	50%	0%	
	②市内の社会教育、文化団体等の上部又は広域団体の場合	30%	30%	0%	

木津川市山城総合文化センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市山城総合文化センター条例（平成19年木津川市条例第132号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により木津川市山城総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める申請期間内に総合文化センター利用許可申請書（別記様式第1号）及び総合文化センター附属設備利用許可申請書（別記様式第2号）を木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。利用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日を起算日として申請期間を定めるものとし、申請期間の最終日が休館日に当たる場合は、その日前でその日に最も近い休館日でない日までとする。

(1) ホールにあっては、利用しようとする日の6月前に当たる日から10日前までとする。

(2) ホール以外の施設及び附属設備にあっては、利用しようとする日の3月前に当たる日から3日前までとする。ただし、ホールと併せて利用する場合は、前号の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認めるときは、同項に定める申請期間外において、申請を受け付けることができる。

(利用許可の順位)

第3条 利用許可の順位は、申請の順序により決定し、申請が同一日の同一時間に利用することについて、複数の者から同時に行われたときは、申請者間の協議又は抽選によって許可を決定するものとする。ただし、公共又は公共の用に供するため、教育委員会が特に決定した場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付)

第4条 教育委員会は、第2条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、総合文化センター利用許可書（別記様式第3号）及び総合文化センター附属設備利用許可書（別記様式第4号）を申請者に交付する。

2 前項の許可書を受けた者（以下「利用者」という。）は、文化センターの利用の際は、前項の許可書を携帯し、係員からの要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(利用の取消し等の手続)

第5条 利用者は、許可を受けた利用を取り消し、又は利用内容を変更しようとするときは、次に掲げる期日までに総合文化センター利用取消許可・変更許可申請書（別記様式第5号）に総合文化センター利用許可書及び領収書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) ホール 利用日の1月前に当たる日

(2) その他の施設 利用日の3日前に当たる日

(3) 附属設備 利用日の前日

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上適否を決定し、総合文化センター利用取消許可・変更許可書（別記様式第6号）を交付する。この場合において、既納の使用料に不足が生じたときは、当該不足額を直ちに納付させるものとし、当該使用料に過納が生じたときは、条例第12条の規定により還付するものとする。

(利用時間の延長等)

第6条 前条の規定は、利用者がやむを得ない事由により許可を受けた利用時間を延長し、又は繰り上げて利用しようとする場合について準用する。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により使用料を減免する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合、別表に定める減免基準に基づき減額することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用するとき。
- (2) 市又は教育委員会が公益上必要と認めたとき。
- (3) 市の助成する団体が主催する行事に利用するとき。
- (4) 本市に住所を有する者又は市内に所在する事業所が利用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 利用者は、使用料の減免を受けようとするときは、総合文化センター使用料減免申請書(別記様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、使用料の減免措置に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(使用料の還付)

第8条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条第3号に該当する場合 全額
- (2) 教育委員会が公益上その他やむを得ない事由により利用の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させる場合 全額
- (3) ホールにあっては、利用日の1月前に当たる日までに利用の取消しの届出があった場合 10分の5
- (4) ホール以外の施設にあっては、利用日の3日前までに利用の取消しの届出があった場合 10分の5
- (5) 附属設備にあっては、利用日の前日までに利用の取消しの届出があった場合 全額

2 利用者は、使用料の還付を受けようとするときは、総合文化センター使用料還付申請書(別記様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用等の打合せ)

第9条 ホールの利用者は、施設及び附属設備の利用についてプログラム、式次第又は台本等利用する内容を明らかにする書類を提示し、利用日の10日前までに利用方法その他必要な事項を職員と打合せしなければならない。

(責任者等の設置)

第10条 利用者は、利用する施設内及びその周辺の秩序を保持するため、利用責任者を設置するとともに、必要な整理員を配置しなければならない。ただし、教育委員会においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(冷暖房設備の使用期間)

第11条 文化センターの冷暖房の使用期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 冷房 6月1日から9月30日まで
- (2) 暖房 11月1日から翌年3月31日まで

(指定管理者に関する準用)

第12条 条例第22条の規定により、総合文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条から第5条、第7条、第8条及び第10条並びに別記様式第1号から別記様式第8号までの様式は、指定管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、木津川市山城総合文化センター条例施行規則（平成19年木津川市規則第88号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第4号（第4条関係）

山城総合文化センター附属設備利用許可書

許可番号第 号

次のとおり木津川市山城総合文化センター附属設備の利用を許可します。

催 事 名
申 請 者 住 所
氏 名 印
電 話 番 号
利 用 責 任 者 住 所
氏 名 印
電 話 番 号

木津川市教育委員会 印

利用日	コード	施設名・ 利用区分	利用 人数	基本料金	連続	減免額	準備等料金	金額
(注意事項) (1)利用時間を厳守願います。準備と後片付けは、利用許可時間内に済ませて下さい。 (2)利用責任者は、当日必ず来館し、来館時及び退館時には、受付窓口まで連絡して下さい。 (3)利用当日は、本許可書をご持参下さい。 (4)附属設備等の使用料については、当日別途精算して下さい。				施設使用料計 <hr/> 調 整 額 <hr/> 納 入 額				

別記様式第5号（第5条関係）

総合文化センター利用取消許可・変更許可申請書

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者 住所
氏名 印
電話
利用責任者 住所
氏名 印
電話

次のとおり許可番号第 号の木津川市山城総合文化センター施設の利用取消・変更許可申請をします。

施設名	利用日 (曜)	午前	午後	夜間	催 事 名		施設使用料(減免)・冷 暖房・附属設備使用料	
		予 定 人 員				利用内容		
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							小 計	円
							減 免 額	円
								円
								円
								円
							納 入 合 計	円

別記様式第 6 号 (第 5 条関係)

総合文化センター利用取消許可・変更許可書

第 年 月 日 号

様

木津川市教育委員会

印

次のとおり許可番号第 号の木津川市山城総合文化センター施設の利用取消・変更を許可します。

施設名	利用日 (曜)	午前	午後	夜間	催 事 名		施設使用料(減免)・冷 暖房・附属設備使用料	
		予 定 人 員				利用内容		
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
(注意事項) (1)利用時間を厳守願います。準備と後片付けは、利用許可 時間内に済ませてください。 (2)利用責任者は、当日必ず来館し、来館時及び退館時には、 受付窓口まで連絡してください。 (3)利用当日は、この許可書を御持参ください。 (4)附属設備等の使用料については、当日別途精算してくださ い。							小 計	円
							減 免 額	円
								円
								円
								円
							納 入 合 額	円

別記様式第7号（第7条関係）
 山城総合文化センター使用料減免申請書

木津川市教育委員会 様

催 事 名 _____
 申 請 者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 番 号 _____
 利 用 責 任 者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印
 電 話 番 号 _____

木津川市山城総合文化センター条例施行規則第7条の規定により、木津川市山城総合文化センター使用料減免について申請します。

使用日	コード	施設名・ 使用区分	使用 人数	基本料金	連続	準備等料金	金 額		
減免区分	規則別表第1号	施設名・ 使用区分	アイウエ	施設使用料計					
	規則別表第2号		ア						減 免 額
	規則別表第3号		ア						調 整 額
	規則別表第4号		アイ						納 入 額
規則別表第5号	アイウエ								

別記様式第8号（第8条関係）

総合文化センター使用料還付申請書

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

木津川市総合文化センター使用料の還付を受けたいので、申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
催 事 名			
還 付 請 求 の 理 由			

還 付 額 の 精 算			
既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	還 付 割 合	還 付 金 額
円	円	%	円

備考 利用許可書又は利用許可取消・変更許可書と領収書を添付してください。

木津川市やすらぎタウン山城プール条例

(設置)

第1条 住民の健康運動の振興と連帯感の育成を図り、もって住民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、木津川市やすらぎタウン山城プール（以下「山城プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 山城プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市やすらぎタウン山城プール	木津川市山城町椿井柳田26番地

(休館日)

第3条 山城プールの休館日は、次のとおりとする。

(1) 10月1日から翌年4月30日まで

(2) 5月1日から9月30日までの月曜日（その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日であって、その日に最も近い休日、土曜日、日曜日又は月曜日でない日)

2 前項の規定にかかわらず、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時休館することができる。

(開館時間)

第4条 山城プールの開館時間は、次のとおりとする。

期間	開館時間	
5月1日～5月31日	午後1時～午後6時	
6月1日～9月15日	午前10時30分～午後8時30分	
9月16日～9月30日	火曜日～土曜日	午後1時～午後8時30分
	日曜日・休日	午前10時30分～午後6時

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、山城プールの利用については、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) 感染症、心臓病、皮膚病、中耳炎、トラコーマ、結膜炎等の疾患、その他高血圧・貧血症、かっけ、てんかん等で医師から水泳が不相当と認められている者

(2) 陽性転化後1年以内の人、外傷のある人、病後の人、虚弱体質の人又は疲労している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) 3歳未満の乳幼児

(5) 小学校3年生までの児童で、一緒に遊泳する保護者の同伴がないもの(利用時間が午後5時以降にあっては、小学校6年生までの児童)

(6) 暴力を用いるなど他人に迷惑をかけるおそれのある者その他プールの管理運営上支障があると認められる者

2 教育委員会は、山城プールの利用者が一定数を超過して事故を招くおそれがあると認めるときは、利用を制限することができる。

(利用の許可)

第6条 山城プールを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、山城プールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山城プールの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し)

第8条 教育委員会は、第6条第1項の利用の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号に定める事由が生じたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定による処分によって、利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第9条 利用者は、山城プールに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の責務)

第10条 利用者は、山城プールの整備及び秩序に関する意識の向上に努めなければならない。(行為の禁止)

第11条 山城プールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号について、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者は、この限りでない。

- (1) 施設に植栽された植物を伐採し、又は採取すること。
- (2) ごみその他の汚物又は廃棄物を捨てること。
- (3) はり紙等広告物を貼付し、又は提出すること。
- (4) 物品等の販売をすること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 指定された場所以外に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、衛生、風紀、保安を害し、又は施設の管理に支障のある行為をすること。

(遵守事項)

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設をき損し、又は滅失しないこと。
- (2) 器物等を破損したときは、必ず教育委員会に届け出ること。
- (3) 施設を通常の用途以外に使用しないこと。
- (4) 関係職員の指示があった場合は、それに従うこと。
- (5) 利用が終わったとき又は利用の中止を命ぜられたときは、直ちに利用場所を原状に

回復すること。

(使用料)

第13条 山城プールの利用許可を受けた者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2 利用者は、前項の規定により使用料を前納する際、教育委員会が発行した有料施設利用金券により納付することができる。ただし、別表第2に掲げるコインロッカー使用料については、この限りでない。

3 教育委員会は、その購入額に1割を加算した額面の有料施設利用金券を発行することができる。

4 使用料の納付について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(使用料の減免)

第14条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第16条 利用者の責めに帰すべき事由により、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(事故の責任)

第17条 利用者が自己の不注意又は不可抗力により事故(死亡、障害、盗難等)の生じた場合、教育委員会はその責めを負わない。

(検査等)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、山城プールの利用状況等について利用者に報告を求め、実施について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。

2 利用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第19条 教育委員会は、山城プールの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に山城プールの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 山城プールの利用の許可及び使用料の収受に関する業務

(2) 山城プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 第1条の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務

(4) 教育委員会の承認を受け、山城プールの開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、山城プールの運営に関する事務のうち、教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(利用料金)

第21条 教育委員会は、第19条の規定により山城プールの管理を指定管理者に行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、山城プールの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。
（指定管理者が行う管理の基準）

第22条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に山城プールの管理を行わなければならない。

（指定管理者に関する準用）

第23条 第5条から第15条まで、第17条及び第18条並びに別表第1及び別表第2の規定は、指定管理者に山城プールの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山城町立やすらぎタウン中央広場の設置及び管理に関する条例（平成4年山城町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年3月30日条例第14号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1 (第13条、第21条、第23条関係)

山城プール使用料

区分			大人	小人	摘要
個人使用料	利用券		400円	200円	1人・1回
	定期券	5月期(5月)	1,500円	1,000円	1日当たり1回限り
		前期(6月・7月)	5,000円	2,500円	
		後期(8月・9月)	5,000円	2,500円	
専用使用料	利用帯	午前(午前10時30分～午後1時30分)	○全面利用 20,000円 (小プールを含む。)		1利用帯・1回
		午後(午後2時～午後5時)	○1コース 3,000円 (25m)		
		夜間(午後5時30分～午後8時30分)			

備考

- 「小人」とは、排便・排尿の意思表示をすることができる乳幼児から中学校及びこれに準ずる学校の生徒までをいう。
- 「大人」とは、15歳以上の者(中学校及びこれに準ずる学校の生徒を除く。)をいう。
- 営利を目的とする場合の専用使用料は、この表に定める額に10割を加算した額とする。
- 本市に住所を有する者又は市内に所在する事業所に勤務している者以外の者が、利用人員の中に含まれる場合の専用使用料は、この表に定める額に10割を加算した額とする。
- 利用状況その他により、専用利用を許可しない場合がある。
- 使用時間には、準備、整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 入館してから退館するまでをもって1回の利用とする。ただし、専用利用の場合にあっては、午前・午後・夜間に分けた利用時間帯の入替制とし、それぞれの利用時間帯における利用をもって1回の利用とする。

別表第 2 (第13条、第21条、第23条関係)

器具使用料

器具の名称	単位	使用料
コインロッカー	1台	1回・100円
ロングビート(丸型・角型の各1枚)	1式	1回・200円
カラー浮島	1枚	1回・200円
ダイブリング	1組	1回・100円
パーパスリング	1組	1回・100円
ウォーターバスケット	1組	1回・1,000円

備考

- この表において「1回」とは、午前・午後・夜間それぞれの利用時間帯における利用をいう。
- コインロッカー以外は、専用利用の場合に限り貸し出すものとする。

木津川市やすらぎタウン山城プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市やすらぎタウン山城プール条例（平成19年木津川市条例第174号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の手続)

第2条 条例第6条第1項の規定により木津川市やすらぎタウン山城プール（以下「山城プール」という。）の利用許可を受けようとする者は、個人利用の場合にあつては山城プールの窓口はその旨の申出をし、専用利用の場合にあつては山城プール専用利用許可申請書（別記様式第1号）を木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用希望日の前々月の月末までに、教育委員会へ提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、山城プールの利用を許可したときは、個人利用の場合にあつては山城プール利用券（別記様式第2号）を、専用利用の場合にあつては山城プール専用利用許可書（別記様式第3号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、条例第7条の規定によりその利用を不許可と認めるときは、申請者に対して、山城プール利用不許可書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(申請者の優先取扱い)

第4条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、他の申請者に優先してその利用を許可することができる。

- (1) 公用又は公共の用に供するとき。
- (2) 教育活動の一環として供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事由があると認めるとき。

(利用の変更)

第5条 山城プールの利用を許可された者（以下「プール利用者」という。）が、許可された事項を変更しようとするときは、直ちに、山城プール利用変更許可申請書（別記様式第5号）に許可書を添えて教育委員会に提出し、山城プール利用変更許可書（別記様式第6号。以下「変更許可書」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用許可日及び利用時間帯の変更並びに利用許可の取消しについては、許可しないものとする。

3 前項の場合において、教育委員会は、納入済みの使用料に不足額が生じるときは、その不足額を追徴するものとする。

(許可書等の提示及び携帯)

第6条 プール利用者は、山城プールを利用するときは、許可書及び変更許可書を携帯し、施設の利用に際し、これを係員に提出しなければならない。

(使用料の徴収)

第7条 使用料の徴収の時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 山城プールの個人使用料は、入場の際、交付したプール利用券の交付と引換えに徴収するものとする。
- (2) 山城プールの専用使用料は、許可書の交付の際に納付するものとする。
- (3) コインロッカー使用料は、コインロッカー利用の際に納付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第14条の規定により、教育委員会は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 中学校の教育課程で専用利用するとき その都度教育委員会が定める額
- (2) 次のいずれかに該当する者が、その証明書等を提示して個人利用する場合 100円
 - ア 身体障害者手帳を有する者
 - イ 被爆者手帳を有する者
 - ウ 療育手帳を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認めたる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき その都度教育委員会が定める額

2 前項第1号又は第3号の規定による減免を受けようとする者は、利用許可申請の際、山城プール使用料減免申請書（別記様式第7号）にその事由を付し、教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用料の還付）

第9条 条例第15条に規定する使用料の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) プール利用者の責任によらない事由により、山城プールを利用することができなかった場合
 - (2) 山城プールの管理運営上やむを得ない事由により、利用許可を取り消した場合
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、利用しようとした日から1週間以内に、山城プール使用料還付申請書（別記様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

（施設損傷等の届出）

第10条 条例第16条の規定による届出は、山城プール施設等損傷滅失届（別記様式第9号）によるものとする。

（禁止事項）

第11条 山城プール利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 館内に、危険物（ビン・カン類を含む。）、動物その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと。
- (2) プール内及びプールサイドで放尿したり、手鼻をかんだり、唾を吐いたりすること。
- (3) プール内及びプールサイドで飲食及び喫煙すること。
- (4) 飛び込みその他危険な行為をすること。
- (5) サングラス、水中メガネ、時計等のガラス類、ヘアピン等の装飾品を身に付けて、プール内及びプールサイドに入ること。
- (6) 足ひれ、シュノーケルその他危険な遊具を使用すること。
- (7) 身体に日焼けオイル等を塗ったり、履物その他水着以外の物を着用して、プール内及びプールサイドに入ること。
- (8) 館内での風紀を乱す行為、悪ふざけその他他人に迷惑をかける行為をすること。
- (9) 権利を他人に譲渡し、転貸し、担保し、又は利用させること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、山城プールの利用及び管理に支障のある行為をすること。

（遵守事項）

第12条 山城プールにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属用具を使用した場合は、所定の場所に返還すること。

- (2) 必ずシャワーで身体を十分に洗ってからプールに入ること。
 - (3) 必ずスイミングキャップを着用して、プールに入ること。
 - (4) 準備体操を十分に行った上、ゆっくりとプールに入ること。
 - (5) 6歳未満の乳幼児は、大プールを利用しないこと。
 - (6) 所定の場所以外で、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (7) プール利用者の事故防止のため、毎時10分間の休憩をすること。
 - (8) プールの利用前に用便を済まし、化粧を落とす等を励行すること。
 - (9) 館内で、けがをしたり、気分が悪くなったり、いたずらされた者は、直ちに係員に通報すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、利用に際しては、係員の指示に従うこと。
- (職員の立入り)

第13条 職員は、管理上必要な場所に、その利用中であっても、随時、入室することができる。

(職員)

第14条 山城プールに、次の職員を置くことができる。

- (1) 所長
- (2) 主事及びその他の職員

(職務権限)

第15条 所長は、教育委員会の命を受け、条例第1条の目的を達成するため、各種事業の企画実施その他必要な事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 主事及びその他の職員は、上司の命を受け、プールの業務に従事する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、木津川市やすらぎタウン山城プール条例施行規則(平成19年木津川市規則第117号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第2号（第3条関係）

販 売 日	整理番号
プール利用券	
大人（市内）	当日限り有効
販売時間	¥400
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券	
大人（市外）	当日限り有効
販売時間	¥400
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券（福）	
大人（市内）	当日限り有効
販売時間	¥300
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券（福）	
大人（市外）	当日限り有効
販売時間	¥300
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券	
小人（市内）	当日限り有効
販売時間	¥200
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券	
小人（市外）	当日限り有効
販売時間	¥200
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券（福）	
小人（市内）	当日限り有効
販売時間	¥100
木津川市やすらぎタウン山城プール	

販 売 日	整理番号
プール利用券（福）	
小人（市外）	当日限り有効
販売時間	¥100
木津川市やすらぎタウン山城プール	

別記様式第3号（第3条関係）

(表)
山城プール専用利用許可書

年 月 日

申請者	団体名		
	責任者	住所	
		氏名	様
		電話	

木津川市教育委員会 印

年 月 日付け申請の山城プール専用利用を、下記のとおり許可します。
記

利用日及び利用帯	年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜間			別紙
利用形態	全面使用	コース使用 (コース数: コース数)		
器具使用の有無	有・無	器具名	④ ⑤ ⑥	④ ⑤ ⑥
利用目的				
利用人員	区分	大人	小人	合計
	市内	人	人	人
	市外	人	人	人
	合計	人	人	人
使用料	プール	@ 円×利用帯=	円	合計 円
	器具		円	
許可条件	○管理上の都合により利用中止の場合は、本許可は無効です。 ○利用の際は、本許可書を係員に提示し指示を受けてください。 ○利用後は、整理・清掃をして現状に回復してください。			
備考				

(裏)
使用者の方々へのお願い

[禁止事項]

- (1) 館内に、危険物（ビン・カン類を含む。）、鳥獣類その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと。
- (2) プール内及びプールサイドで放尿したり、手鼻をかんだり、唾をはいたりすること。
- (3) プール内及びプールサイドで飲食及び喫煙すること。
- (4) 飛び込みその他危険な行為をすること。
- (5) サングラス・水中メガネ・時計等のガラス類やヘアピン等の装飾品を身に付けて、プール内及びプールサイドに入ること。
- (6) 足ひれ、シュノーケルその他危険な遊具を利用すること。
- (7) 身体に日焼けオイル等を塗ったり、履物を履いたままや水着以外のものを着用して、プール内及びプールサイドに入ること。
- (8) 館内での風紀を乱す行為、悪ふざけその他他人に迷惑をかける行為をすること。
- (9) 宣伝又は商行為をすること。
- (10) 特別の設備を搬入すること。
- (11) 指定された場所以外に立ち入ること。
- (12) 火気を使用すること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、プールの利用及び管理に支障がある行為をすること。

[遵守事項]

- (1) 利用後は、整理及び清掃を行うとともに原状回復に努めること。
- (2) 器物等を破損したときは、必ず管理者に届け出ること。
- (3) 附属用具を利用した場合は、所定の場所に返還すること。
- (4) 必ずシャワーで身体を十分に洗ってからプールに入ること。
- (5) 準備体操を十分に行った上、ゆっくりとプールに入ること。
- (6) 6歳未満の小人は、大人プールを利用しないこと。
- (7) 所定の場所以外で、飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 利用者の事故防止のため、毎時10分間の休憩をすること。
- (9) プール利用前に用便を済まし、化粧を落とす等を励行すること。
- (10) 館内で、けがをしたり、気分が悪くなったり、いたずらされた人は、直ちに係員に通報すること。
- (11) その他利用に際しては、係員の指示に従うこと。

別記様式第5号（第5条関係）

山城プール利用変更許可申請書

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者	団体名		
	責任者	住所	
		氏名	㊟
	電話		

年 月 日付けで許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

利用日及び利用時間帯	年 月 日（ 曜日）午前・午後・夜間		
利用形態	全面利用	コース利用（コース数～ コース）	
器具使用の有無	有・無	器具名	① ④ ② ⑤ ③ ⑥
変更する事項			
変更する理由			
備考			

（注）許可書を添付してください。

別記様式第6号（第5条関係）

山城プール利用変更許可書

第 号
年 月 日

申請者	団体名	
	責任者	住所
		氏名

木津川市教育委員会 図
年 月 日付け 第 号で許可した事項の変更を、次のとおり許可します。

利用日及び利用時間帯	年 月 日（ 曜日）午前・午後・夜間			
利用形態	全面利用	コース利用（コース数～ コース）		
器具使用の有無	有・無	器具名	① ② ③	④ ⑤ ⑥
変更する事項				
使用料	プール	円	合計	円
	器具	円		
許可の条件				
備考				

別記様式第7号（第8条関係）

山城プール使用料減免申請書

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者	団 体 名		
	責 任 者	住 所	
		氏 名	㊟
		電 話	

山城プール使用料の減免を許可されたく、下記のとおり申請します。
記

使用日及び利用帯	年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜間		
使 用 形 態	全面使用	コース使用 (コース数～ コース)	
器具使用の有無	有・無	器具名	① ④ ② ⑤ ③ ⑥
使 用 目 的			
減 免 申 請 理 由	木津川市やすらぎタウン山城プール条例施行規則第8条第1項第 号 に該当するため。		
備 考			
※市記入欄	減免割合等		

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

山城プール使用料還付申請書

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者	団体名		
	責任者	住所	
		氏名	㊟
		電話	

年 月 日付け 第 号で許可を受けた山城プールの使用料を還付されたく、次のとおり申請します。

利用日及び利用時間帯	年 月 日（ 曜日）午前・午後・夜間		
利用形態	全面利用	コース利用（コース数～ コース）	
器具使用の有無	有・無	器具名	① ④ ② ⑤ ③ ⑥
利用目的			
使用料納入額	円		
使用料納入日	年 月 日		
還付申請の理由	木津川市やすらぎタウン山城プール条例施行規則第 9 条第 1 項第 号に該当するため		
還付額	円		
備考			

（注）領収書を添付してください。

別記様式第9号（第10条関係）

山城プール施設等損傷滅失届

年 月 日

木津川市教育委員会 様

申請者	団 体 名		
	責任者	住 所	
		氏 名	㊟
		電 話	

山城プール施設を損傷・滅失したので、次のとおり届け出ます。

利用日及び利用時間帯		年 月 日 (曜日) 午前・午後・夜間		
利 用 形 態		個人利用	全面利用	コース利用 (コース数～ コース)
損傷・滅失の状況	発 生 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分ごろ		
	発 生 場 所			
	施 設 等 の 名 称			
	状 況			
	原 因			
※市記入欄	確 認 者	職 名	氏 名	㊟
	確 認 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分		
	処 理 状 況			
	損 害 額			

木津川市都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（法第2条に規定する都市公園をいう。以下「公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めて、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 本市が設置する公園は、別表第1のとおりとする。

(公園の管理)

第3条 公園の管理は、市長が行う。ただし、公園のうち別表第2の公園施設については、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(行為の制限)

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項に規定する許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 土地の形質を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣魚貝の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (6) たき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (9) 市長の許可を受けないで、公園をその用途外に利用すること。

(利用の禁止及び制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めたとき。
- (2) 公園に関する工事のため、やむを得ないと認めたとき。
- (3) 公園の管理上必要と認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園管理上の理由以外の理由に基づき、公益上特に必要と認めたとき。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理の方法
 - カ 工事実施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園の復旧方法
 - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理しようとする公園施設
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の方法
 - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの(設計書等)

第8条の3 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書

及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 教育委員会は、別表第2の公園施設の利用許可を受けたものに対して、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例の規定又は遵守義務に違反したとき。
- (2) 許可された利用目的以外に利用することが明らかなとき又は利用許可条件に違反したとき。
- (3) 施設の管理又は運営上の必要から教育長が指示することに従わないとき。
- (4) 虚偽その他不正な行為により施設の利用を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第9条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第9条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第9条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を木津川市公告式条例（平成19年木津川市条例第3号）に基づき公告すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧表を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第9条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第9条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等を売却するときは、規則で定める方法により売却するものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第9条の6 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(使用料)

第10条 第4条の規定により公園施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料等は、別表第3に定めるものとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公用又は公共の用に供するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認めるとき。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させることができない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(損害賠償)

第15条 公園を利用する者が自己の責めに帰する理由によって市に損害を生じさせたときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第16条 利用者が、自己の不注意又は不可抗力により事故(死亡、傷害、盗難等)の生じた場合、市は、その責めを負わない。

(検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、土地又は公園施設の利用状況等について利用者に報告を求め、実施について検査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命ずることができる。

2 利用者は、前項の規定による報告及び検査を拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園内における行為の許可に関する業務
- (2) 公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第1条の設置の目的を達成するために必要な事業の企画及び実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理及び運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第20条 市長は、第18条の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

(準用)

第22条 第3条から第7条まで、第9条から第10条第1項まで、第11条及び第12条並びに別表第3の規定は、指定管理者に公園の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあり、及び「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第9条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第25条 偽りその他不正な手段により、使用料及び占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の木津町都市公園条例（昭和51年木津町条例第18号）、加茂町都市公園条例（昭和57年加茂町条例第7号）又は山城町都市公園条例（昭和63年山城町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」

という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成20年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月16日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月11日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津南特定土地区画整理事業の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から適用する。

附 則 (平成21年3月30日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日条例第34号)

この条例は、上人ヶ平遺跡公園の供用開始の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(木津川市立やすらぎタウン上狛南部広場条例の廃止)

2 木津川市立やすらぎタウン上狛南部広場条例(平成19年木津川市条例第172号)は、廃止する。

附 則 (平成24年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年10月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から適用する。

附 則 (平成28年3月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

省略

別表第2（第3条、第9条関係）

施設の名称	設置公園	種別	
		種別	面積
兜谷グラウンド	兜谷公園	運動施設	17,000㎡
兜谷テニスコート	兜谷公園	運動施設	
木津川台グラウンド	木津川台公園	運動施設	11,700㎡
木津川台テニスコート	木津川台公園	運動施設	
梅美台テニスコート	梅美台公園	運動施設	1,940㎡
上人ヶ平遺跡	上人ヶ平遺跡公園	教養施設	22,495㎡
音浄ヶ谷史跡	音浄ヶ谷公園	教養施設	
石のカラト古墳	石のカラト古墳緑地	教養施設	
梅谷瓦窯跡	梅谷瓦窯跡緑地	教養施設	
城址グラウンド	城址公園	運動施設	33,115㎡
城址テニスコート	城址公園	運動施設	
城跡	城址公園	教養施設	53,400㎡
加茂グラウンド	加茂公園	運動施設	
塚穴公園テニスコート	塚穴公園	運動施設	
不動川公園多目的広場	不動川公園	運動施設	43,802㎡
不動川公園テニスコート	不動川公園	運動施設	
上狛駅東公園テニスコート	上狛駅東公園	運動施設	4,619㎡

別表第3（第10条、第20条、第22条関係）

区分	平日		休日		摘要
	時間	料金	時間	料金	
兜谷グラウンド (1面)	午前9時～午後5時	1時間に つき 1,000円	午前9時～午後5時	1時間に つき 1,000円	
木津川台グラウンド (1面)	午前9時～午後5時	1時間に つき	午前9時～午後5時	1時間に つき	片面利用の場合 は、半額とする。

			1,000円		1,000円		
兜谷テニスコート (1面)	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円	照明設備を使用したときは、照明点灯料として、1面1時間につき500円を加算する。		
木津川台テニスコート (1面)	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円			
梅美台テニスコート (1面)	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円	午前9時～午後10時	1時間に つき 600円			
城址グラウンド (1面)	午前9時～午後5時	1時間に つき 1,000円	午前9時～午後5時	1時間に つき 1,000円			
城址テニスコート (1面)	午前9時～午後5時	1時間に つき 600円	午前9時～午後5時	1時間に つき 600円			
加茂グラウンド (1面)	午前8時～日没まで	1時間に つき 200円	午前8時～日没	1時間に つき 200円			
塚穴公園テニスコート (1面)	午前9時～午後5時	1時間に つき 500円	午前9時～午後5時	1時間に つき 500円			
不動川公園 多目的広場	5～9月	午前8時30分～12時30分	3,200円	5～9月	午前8時30分～12時30分	4,000円	(1) 中学生以下の利用にあつては、半額とする。 (2) 多目的広場の部分利用は、全面利用
		午後1時～6時	4,000円		午後1時～6時	5,000円	
	10～4月	午前8時	3,200円	10～4月	午前8時	4,000円	

		月	30分～12 時30分		月	30分～12 時30分		とみなす。
			午後1時 ～5時	3,200円		午後1時 ～5時	4,000円	
	テニスコ ート（1面）	5月～9月	午前9時～午後6 時	1時間に つき 400円	5月～9月	午前9時～午後6 時	1時間に つき 600円	利用時間は午前 9時からとす る。
		10月～4月	午前9時～午後5 時		10月～4月	午前9時～午後5 時		
	上狛駅東公園テニ スコート（1面）		午前9時～午後9 時	1時間に つき 400円		午前9時～午後9 時	1時間に つき 600円	照明設備を使用 したときは、照 明点灯料とし て、1面1時間 につき300円を 加算する。

備考

- 1 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用時間が1時間未満の場合又は1時間未満の端数が生じた場合は、当該利用時間又は端数を1時間とみなす。
- 3 利用時間には、準備及び清掃に係る時間を含むものとする。
- 4 市内に在住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者以外の者の利用にあつては、この表に定める額の倍額とする。

木津川市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の許可等の申請手続)

第2条 条例第4条第1項の規定による行為の許可又は同条第3項の規定による変更の許可を受けようとする者は、それぞれ行為許可申請書（別記様式第1号）又は変更許可申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、営業経歴を有する者は、これを証する書類を添付しなければならない。

(利用の禁止及び制限についての掲示)

第3条 条例第7条の規定により公園の利用を禁止し、又は制限する場合は、その区域、期間、理由及びその他市長が必要と認める事項を公園の見やすい場所に掲示するものとする。

(運動施設の利用許可申請手続)

第4条 条例第3条ただし書に規定する運動施設の利用許可申請の手続については、別に定める。

(公園施設の設置等の許可申請手続)

第5条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条第1項又は法第6条第1項の規定により公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けようとする者は、それぞれ公園施設設置許可申請書（別記様式第3号）、公園施設管理許可申請書（別記様式第4号）又は公園占用許可申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 公園施設を設置し、又は公園を占用しようとする場合にあつては設計書、仕様書及び図面

(2) 売店、飲食店等の経営のため公園施設を設置し、又は管理しようとする場合にあつては、営業経歴を有する者は、これを証する書類

3 法第5条第1項又は法第6条第3項の規定による変更の許可を受けようとするものは、変更許可申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(公園施設の設置等の継続許可申請手続)

第6条 法第5条第1項又は法第6条第1項の規定により許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き公園施設を設置し、若しくは管理し、又は公園を占用しようとするときは、許可期間満了の日の30日までに継続許可申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(申請者の優先取扱い)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、他の申請者に優先して許可することができる。

(1) 公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可期間満了に際し、当該許可を受けた者が継続の許可を受けようとして申請したとき。

(2) 公園の占用許可期間中に、当該占用に係る工作物その他の物件又は施設（以下「当該占用物件」という。）を取得した者が、当該占用物件のために引き続き公園を占用しようとして申請したとき。

(3) 公用又は公共の用に供するとき。

(許可証)

第8条 市長は、法又は条例に基づき、許可を受けた者に対して、それぞれ行為許可証（別記様式第7号）、変更許可証（別記様式第8号）公園施設設置許可証（別記様式第9号）、公園施設管理許可証（別記様式第10号）、公園占用許可証（別記様式第11号）、継続許可証（別記様式第12号）を交付するものとする。

(工作物等を保管した場合の公示の場所等)

第9条 条例第9条の3第1項第1号の規則で定める場所は、工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）が放置された場所とする。

2 条例第9条の3第2項の規則で定める様式は、保管工作物等一覧表（別記様式第13号）とする。

3 条例第9条の3第2項の規則で定める場所は、建設部管理課とする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第10条 条例第9条の5の規定による保管した工作物等の売却は、随意契約により行う。

2 市長は、前項の規定による随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

(工作物等の返還の受領書)

第11条 条例第9条の6の規則で定める様式は、受領書（別記様式第14号）とする。

(準用)

第12条 条例第18条の規定により、公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条、第3条及び第8条から第11条まで並びに別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第7号、別記様式第8号、及び別記様式第11号から別記様式第14号までの規定は、指定管理者について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	市長	指定管理者
第8条	市長	指定管理者
	法又は条例	条例
第9条	建設部管理課	指定管理者事務所
別記様式第1号	木津川市長	木津川市都市公園指定管理者
別記様式第2号		
別記様式第7号		
別記様式第8号		
別記様式第11号		
別記様式第12号		
別記様式第14号		

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町都市公園条例施行規則（平成元年木津町規則第8号）又は山城町都市公園条例施行規則（昭和63年山城町規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月27日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

行 為 許 可 申 請 書	
年 月 日	
木津川市長 様	
申請者 住 所 氏 名 ④ (電話)	
次の行為を許可くださるよう申請します。	
区 分	事 項
1 行為の場所	
2 行為の内容	
3 行為の目的	
4 行為の期間	年 月 日～ 年 月 日
5 公園の復旧 方 法	
6 予定人員	
7 団体名及び 責 任 者	
8 備 考	

別記様式第2号（第2条、第5条関係）

<p>変 更 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 ④ (電話)</p> <p>年 月 日付け第 号で許可を受けた事項を次のとおり変更 したいので許可くださるよう申請します。</p>	
区 分	事 項
1 公園の名称	
2 変更する事項	
3 変更する理由	
4 利用期間	
5 その他	

別記様式第3号（第5条関係）

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
木津川市長 様	
申請者 住 所 所属団体名 氏 名 ④ 職 業 (電話)	
次のとおり公園施設を設置したいので許可くださるよう申請します。	
区 分	事 項
1 設 置 の 場 所	
2 公 園 施 設 の 種 類 及 び 構 造	
3 設 置 面 積 又 は 数 量	
4 設 置 の 目 的	
5 設 置 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
6 工 事 の 実 施 方 法	
7 工 事 の 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
8 管 理 の 方 法	
9 公 園 の 復 旧 方 法	
1 0 備 考	

別記様式第4号（第5条関係）

<p>公園施設管理許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>木津川市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 ④ (電話)</p> <p>年 月 日付け第 号で許可を受けた公園施設を次のとおり 管理したいので許可くださるよう申請します。</p>	
区 分	事 項
1 管理する 公園施設	
2 管理する面積 又は数量	
3 管理の目的	
4 管理の期間	年 月 日～ 年 月 日
5 管理の方法	
6 備 考	

別記様式第5号（第5条関係）

公園占用許可申請書	
年 月 日	
木津川市長 様	
申請者 住 所 所属団体名 氏 名 ㊤ (電話)	
次のとおり公園占用したいので許可くださるよう申請します。	
区 分	事 項
1 占 用 の 場 所	
2 占 用 物 件 の 種 類 及 び 構 造	
3 占 用 面 積 又 は 数 量	
4 占 用 の 目 的	
5 占 用 の 期 間	年 月 日～ 年 月 日
6 工 事 の 実 施 方 法	
7 工 事 の 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
8 管 理 の 方 法	
9 公 園 の 復 旧 方 法	
1 0 備 考	

別記様式第6号 (第6条関係)

継 続 許 可 申 請 書	
年 月 日	
木津川市長 様	
申請者 住 所 所属団体名 氏 名 ④ (電話)	
年 月 日付け第 号で許可を受けた公園施設の設置・公園施設の管理・公園の占用を次のとおり継続したいので許可くださるよう申請します。	
区 分	事 項
1 公園の名称	
2 公園施設又は 占有物件の種類	
3 継続の理由	
4 既に受けた 許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
5 継続する期間	年 月 日～ 年 月 日
6 備 考	

- 別記様式第7号 (第8条関係)
- 別記様式第8号 (第8条関係)
- 別記様式第9号 (第8条関係)
- 別記様式第10号 (第8条関係)
- 別記様式第11号 (第8条関係)
- 別記様式第12号 (第8条関係)

}

許可書関係は省略

別記様式第14号（第11条関係）

受 領 書

年 月 日

木津川市長 様

返還を受けた者

住所

氏名 ⑩

電話

次のとおり工作物等（現金）の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 工 作 物 等	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
(返還を受けた金額)		

都市公園内スポーツ施設管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）第3条の規定に基づき、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する公園施設のうちスポーツ施設の円滑な管理運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 スポーツ施設を利用する時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) グラウンド 午前8時から日没まで
- (2) テニスコート 午前9時から午後10時まで

(利用単位)

第3条 スポーツ施設の利用単位は、1時間とする。

(利用許可申請)

第4条 スポーツ施設を利用しようとするものは、利用しようとする日の2か月前（市外の団体にあつては、1週間前）から所定の利用許可申請書（別記様式第1号）に記入して教育委員会に申請するものとする。ただし、住民多数が参加する大会等に係る利用については、2か月以前においても申請することができる。

2 電話による申請は、受け付けない。

(許可書の交付)

第5条 教育委員会は、スポーツ施設の利用を許可したときは、体育施設利用許可書兼領収書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 体育施設の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、係員の要求があつたときは、許可書を提示しなければならない。

(利用変更の申請)

第6条 スポーツ施設の利用許可を受けた者は、許可内容の変更又は利用取消しをしようとする場合は、利用日の前3日までに教育委員会にその旨を申し出なければならない。

(利用免除)

第7条 使用料減免の認定は、利用の内容、利用団体その他を考慮して教育長が決定する。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないではり紙又はピン・釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた設備器具又は備付物品以外の物を利用しないこと。
- (5) スポーツ施設の管理上、支障を来すような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項に従うこと。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の兜谷・木津川台グラウンド及びテニスコート管理運営規則（平成元年木津町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

申込年月日 年 月 日

体育施設利用許可申請書

木津川市教育委員会 様

代表者
(電話

申請者 団体名
住所
Ⓜ
)

次のとおり利用したいので申請します。

利用目的		利用場所	兜 谷 木津川台	グラウンド テニスコート
利用日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで	人 員	人
使用料	円	点灯料	円	合計 円

備考 施設及び器具の破損、紛失した場合は、これを原状に回復し、その損害を賠償します。

別記様式第2号（第5条関係）

体育施設利用許可書兼領収書

金 _____ 円也

[厳守事項] 施設及び器具を破損・紛失した場合は、これを原状に回復し、その損害を賠償すること。

利用目的		利用場所	兜谷 木津川台	グラウンド テニスコート
利用日時	年 月 日 ()	時 分から 時 分まで	人 員	人
使用料	円	点灯料	円	合計 円

上記のとおり利用を許可します。

年 月 日

様

木津川市教育委員会

平成28年度及び平成29年度木津川市山城総合文化センター等収支決算

(単位：千円)

科目		平成28年度	平成29年度
収入 合計	利用料金	12,678	12,537
	その他	4,197	3,162
	自主事業	7,527	11,784
	指定管理料	51,042	51,897
収入合計		75,444	79,380
支出	人件費	38,321	37,176
	管理費		
	通信運搬費	408	492
	備品購入費	403	0
	消耗品費	1,534	1,263
	修繕費	2,033	2,000
	印刷製本費	219	344
	水道光熱費	14,480	14,395
	燃料費	2,241	4,088
	使用料及び賃借料	807	394
	保険料	84	283
	手数料	18	319
	租税公課	17	17
	委託料	14,833	15,782
	広告宣伝費	447	15
	事業費	9,221	10,180
その他	277	52	
支出合計		85,343	86,800

※上記の収支決算書は、指定管理者の収支決算書の数値をまとめたものです。

施設の法定（定期）点検及び保守管理一覧表

■山城総合文化センター

内容	種類	頻度	その他
特殊建築物等調査報告	法定点検	1回／3年	建築基準法
建築設備検査報告	法定点検	1回／1年	建築基準法
建築物環境衛生管理基準	法定測定	関係する項目を法定回数を法定回数	建築物衛生法
消防設備点検	法定点検（機器）	1回／1年	消防法
	法定点検（総合）	1回／1年	
防火対象物定期点検	法定点検	1回／1年	消防法
簡易専用水道検査	法定検査	1回／1年	水道法
電気設備（電気工作物）	法定点検	1回／1年	電気事業法
	定期点検	6回／1年	
地下貯蔵タンク等点検	法定点検	法定回数	危険物の規制に関する規則
空調設備	簡易定期点検	1回／四半期	フロン排出抑制法
空調設備保守	定期点検	2回以上／1年	
移動観覧席保守	定期点検	1回以上／1年	ホール
舞台機構保守（吊物）	定期点検	6回以上／1年	
舞台音響保守	定期点検	2回以上／1年	
舞台照明保守	定期点検	2回以上／1年	
自動ドア保守	定期点検	4回／1年	
ピアノ保守点検	定期点検	1回／1年	スタインウェイ(1台) ヤマハ(1台)
機械警備	施設管理	日常	
施設清掃	施設管理	随時	

■やすらぎタウン山城プール

内容	種類	頻度	その他
消防設備点検	法定点検（機器）	1回／1年	消防法
	法定点検（総合）	1回／1年	
電気設備（電気工作物）	法定点検	1回／1年	電気事業法
	定期点検	2回／1年	
プール水質検査	定期検査	1回／1月 開館中	遊泳用プール衛生基準
空調設備保守	定期点検	2回以上／1年	
自動ドア保守	定期点検	4回／1年	
プールハウス駆動装置保守	定期点検	2回／1年	
ろ過設備機器保守	定期点検	2回／1年	

プール用温水ボイラ点検	定期点検	2回／1年	
機械警備	施設管理	日常	
施設清掃	施設管理	随時	

■不動川公園・上粕駅東公園

内容		種類	頻度	その他
浄化槽	(合併：10人槽 上粕)	法定点検	1回／1年	浄化槽法
	(単独：50人槽 不動川)			
浄化槽保守及び清掃			人槽により適宜	浄化槽法
公園遊具の点検		定期点検	1回以上／1年	

木津川市山城総合文化センター等使用状況（平成28年度・29年度）

【山城総合文化センター利用状況】

施設名称	利用日数 (内前年)	利用率 (内前年)	減免比率(内前年)			利用人数(人) (内前年)
			3割減免	5割減免	10割減免	
ホール	203 (168)	71% (59%)	3.0% (2.7%)	4.8% (9.6%)	36.0% (36.8%)	33,389 (31,559)
控室	115 (113)	39% (38%)	0.8% (1.3%)	2.0% (4.9%)	50.9% (64.2%)	4,709 (3,874)
練習室	229 (215)	78% (72%)	1.0% (0.4%)	3.8% (5.1%)	42.3% (42.7%)	10,452 (10,722)
スクエアー	141 (116)	48% (39%)	3.6% (0.0%)	2.8% (9.6%)	75.1% (72.1%)	12,450 (10,203)
視聴覚室	172 (167)	58% (56%)	0.9% (0.0%)	5.1% (3.6%)	37.4% (48.6%)	12,465 (11,992)
研修室	182 (192)	61% (64%)	0.7% (0.0%)	3.7% (2.5%)	33.8% (38.6%)	12,841 (12,091)
創作室	79 (103)	27% (35%)	0.8% (0.0%)	4.5% (10.4%)	63.1% (47.0%)	2,599 (5,496)
和室	143 (143)	55% (48%)	2.1% (0.0%)	3.9% (3.6%)	49.7% (65.4%)	5,419 (4,201)
イベント広場	5 (9)	2% (3%)	0.0% (0.0%)	73.9% (0.0%)	22.4% (68.0%)	9,100 (2,900)
合計	1403 (1,226)	48% (46%)	2.6% (1.9%)	4.5% (8.3%)	42.7% (43.1%)	103,424 (93,038)

【山城プール利用状況】

月/目的	専用利用	一般開放	教室	利用者数 合計
	(内前年)	利用者数	利用者数	
5月	0	1,435	358	1,793
	(0)	(1,196)	(0)	(1,196)
6月	777	2,056	541	3,374
	(625)	(1,982)	(677)	(3,284)
7月	229	3,834	546	4,609
	(513)	(4,166)	(677)	(5,356)
8月	148	3,383	662	4,193
	(24)	(3,563)	(1,010)	(4,597)
9月	0	1,303	511	1,814
	(0)	(1,664)	(582)	(2,246)
合計	1,154	12,011	2,618	15,783
	(1,162)	(12,571)	(2,946)	(16,679)

※専用利用：小中学校等の授業による利用

【不動川公園、上狛駅東公園利用状況】

		利用件数	利用率	利用者数
不動川公園	29年度	356	50%	31,052
グラウンド	28年度	364	51%	29,318
不動川公園	29年度	4,082	66%	29,439
テニスコート	28年度	3,934	64%	26,755
上狛駅東公園	29年度	5,798	49%	61,386
テニスコート	28年度	6,056	47%	74,438

※上狛駅東公園については、工事の為平成29年度1ヶ月休止時期有り

※上狛駅東公園については、テニスとフットサル利用の合計